

## 大臣許可漁業以外の漁業の種類

- 大臣許可漁業以外の漁業であって、漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。(＝知事許可漁業)
- このほか、農林水産大臣への届出が必要な漁業がある。(＝届出漁業)

### (1) 知事許可漁業

漁業種類	漁船等	漁法等	漁獲対象種	主な海域
中型まき網漁業	総トン数5トン以上40トン未満の船舶	まき網	—	我が国周辺
小型機船底びき網漁業	総トン数15トン未満(ただし、北海道のオホーツク海など一部海域においてほたてがいをとる場合は総トン数20トン未満)の動力漁船	底びき網	—	我が国周辺
瀬戸内海機船船びき網漁業	総トン数5トン以上の動力漁船	船びき網	—	瀬戸内海
小型さけ・ます流し網漁業	総トン数30トン未満の動力漁船	流し網	さけ又はます	我が国周辺
上記以外で都道府県規則に定められた漁業(※)	(都道府県規則による)	(同左)	(同左)	(同左)

(※) 各地域の状況を反映し極めて多種多様であることから、都道府県知事が都道府県漁業調整規則により所要の規制を行っている。例として、小型まき網漁業、刺し網漁業等がある。

### (2) 届出漁業

漁業種類	漁船等	漁法等	漁獲対象種	主な海域
沿岸まぐろはえ縄漁業	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船	浮きはえ縄	まぐろ、かじき又はさめ	我が国周辺
小型するめいか釣り漁業	総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船	釣り	するめいか	我が国周辺
暫定措置水域沿岸漁業等	動力漁船	—	—	暫定水域等

(3) 上記のほか、漁業権漁業(定置網、養殖等)や、各地域の状況により、許可漁業、漁業権漁業、届出漁業以外の漁業として一本釣り漁業等がある。